

スポーツスクール実施に向けたガイドライン

令和4年4月1日

< 実施するための対策等について >

スポーツ教室実施にあたり、会場となる施設の感染防止対策の留意事項を遵守すること。
新型コロナウイルス感染症に係るスポーツ庁、県、市からの感染防止対策を実施すること。
感染防止対策については、「3つの密（密閉・密接・密集）」を回避するための措置が必要。

①密閉

- ・こまめな換気（窓や扉、換気設備等の定期的な換気）
- ・換気設備の適切な運転（事務室での操作）

②密集・密接等について

- ・会場となる施設の定員を厳守し、密集・密接にならない態勢で実施すること。
- ・運動・スポーツを行っていない際や会話をする際にはマスクを着用すること。
- ・更衣室が利用出来ない事を事前に周知すること。
- ・備品の共有が必要な競技種目については、都度消毒を行える態勢や工夫して実施できる場合は実施の検討を行うこと。

③講師との確認事項

- ・各競技のガイドラインを確認し、実施可能か協議を行うこと。（競技特性上等の確認事項）

④その他

- ・実施する会場が利用可能であること。
- ・基本的な告知方法については、当協会 HP、管理施設や公民館等でのチラシ陳列等での告知を行うこととする。（市報掲載については、掲載が可能であれば依頼すること）